

筑前町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 24 日

筑前町長 田頭 喜久巳

筑前町条例第25号

筑前町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

筑前町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成17年筑前町条例第76号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表（傍線部を改正）

改 正 後	現 行
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 父子家庭の父 <u>法</u> 第6条第2項に規定する配偶者のない男子（以下「配偶者のいない男子」という。）であって18歳未満の児童を現に扶養している者をいう。 (3)～(5) 略 （ひとり親家庭等医療費の支給） 第4条 町は、対象者の疾病又は負傷について医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 父子家庭の父 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項</u>に規定する配偶者のない男子（以下「配偶者のいない男子」という。）であって18歳未満の児童を現に扶養している者をいう。 (3)～(5) 略 （ひとり親家庭等医療費の支給） 第4条 町は、対象者の疾病又は負傷について医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定

により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び後期高齢者医療広域連合（以下「医療保険各法の保険者」と総称する。）が負担すべき額（医療保険各法以外の法令等により国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が、当該医療費の額に満たないときは、対象者に対し、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）をひとり親家庭等医療費として支給する。ただし、当該医療費のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに次の各号に規定する額については支給しない。

(1) 入院の場合 1日につき500円（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）。ただし、1月につき3,500円を限度とする。――

(2) 略

2及び3 略

により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び後期高齢者医療広域連合（以下「医療保険各法の保険者」と総称する。）が負担すべき額（医療保険各法以外の法令等により国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が、当該医療費の額に満たないときは、対象者に対し、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）をひとり親家庭等医療費として支給する。ただし、当該医療費のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに次の各号に規定する額については支給しない。

(1) 入院の場合 1日につき500円（――ただし、1月につき3,500円を限度とする。）――

(2) 略

2及び3 略

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以降に受ける医療に係るひとり親家庭等医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 町長は、施行日前においても、改正後の筑前町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第5条の受給資格の認定を行い、受給資格者に対するひとり親家庭等医療証の交付をすることができる。